

10月27日は

第50回

# 衆議院議員総選挙

第26回最高裁判所裁判官国民審査 **です**

☎ 選挙管理委員会 ☎ 42-6689

投票日

10月27日(日)

時間

7時～20時

※玉庭地区の投票所は19時に閉鎖



## 投票できる方

### ●年齢要件

平成18年10月28日までに生まれた方（投票日時点で満18歳以上の方）

### ●住所要件

令和6年7月14日までに住民登録された方

※18歳未満のお子さんを同伴して投票所に入場することができます。ぜひご家族そろって投票所へお越しください。

## 期日前投票

都合により投票日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

### ●期間・会場

▶町役場 会議室2（1階）会場

10月16日(水)～26日(土)

▶旧吉田魚店（上小松3184 川西診療所北）会場

10月23日(水)～26日(土)

### ●時間

8時30分～20時

### ●持ち物

投票所入場券（10月15日以降順次発送しますが、入場券がない場合でも受付で本人確認を行うことで投票できます。）

※期日前投票をご利用の方は入場券裏面の宣誓書に氏名、住所、生年月日を記入してお越しください。

※ 期日前投票を利用する方は記入ください。当日投票される方は記入不要です。

期日前投票宣誓書

私は、裏面記載の選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 投票所の区域外に外出・旅行・滞在
- 病欠、負傷、出産等のため急行困難
- 交通手段の障害に居住・滞在
- 住所移動のため投票所へ行くことが困難
- 天災又は悪天候により投票所へ行くことが困難

上記が真実であることを誓います。 令和 年 月 日

現住所	川西町大字		
氏名	大・昭・平	生年月日	年 月 日

※ 裏面に記載されている方がお書きください。

←現住所、氏名、生年月日を記入

# 町選挙管理委員会からのお知らせ

## ●入場券

圧着はがきを使用し、郵送でお送りします。世帯ごとに4人分をまとめて印字し、有権者が5人以上の世帯には複数枚送付します。入場券は切り離してご自身分を確認のうえ、投票所にお持ちください。

入場券は公示日以後できるだけ早く発送します。届かなかった、記載内容に誤りがあった場合は、町選挙管理委員会にお問合せください。

入場券をなくしたり、転居などで届かなかった場合は、投票所の係員に申し出てください。

## ●町内で住所を移された場合

10月4日以降に町内で転居された方は、転居前の投票所で投票いただく場合があります。

## ●投票の方法

入場券に記載された投票所で投票してください。

投票は次の順で行います。

- ①小選挙区選出議員選挙（山形県第2区） ※候補者名を書いて投票 - あさぎ色の投票用紙
- ②比例代表選出議員選挙 ※政党名を書いて投票 - ピンクの投票用紙
- ③最高裁判所裁判官国民審査 ※やめさせたいと思う裁判官に×を書いて投票。いない場合は何も書かず投票。 - うぐいす色の投票用紙

## ●代理投票

投票用紙に文字を記入できない方は、代理投票ができますので、投票管理者にお申し出ください。補助者2人が立ち会い、候補者等の名前を代わりに書きます。秘密は絶対に守られます。

## ●不在者投票をご活用ください。

- ①川西町に住民票を残し、川西町以外に居住・滞在されている場合

町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。郵便等により手続きを行うため時間を要します。お早めの手続きをお願いします。

- ②病院や施設に入院・入所している場合

指定施設の長を通じて投票用紙を請求し、施設長が管理する施設内で投票できます。

- ③郵便で投票する場合

法律で定められた身体の不自由な方は、自宅で投票用紙に記入し、郵便で町選挙管理委員会へ送ることができます。しかし、証明書の交付等の手続きに時間を要しますので、お早めにお問合せください。

## ●開票

- ・日時 投票日当日 21時から
- ・場所 小松小学校体育館にて

## ●選挙公報

県選挙管理委員会から届き次第、自治会長を通じて各世帯へ配布します。

## ●お願い

公営ポスター掲示場を町内各所に設置します。風雨などで壊れたりした場合は、お手数ですが町選挙管理委員会へお知らせください。

